

令和2年度第1回

使用料等審議会議事録

日 時 令和3年2月15日（月）

場 所 芽室町役場2階 会議室7

企画財政課財政係

○ 会議次第

1 町長あいさつ (代理 佐野副町長)

2 会長あいさつ 丹野会長

3 諮 問

4 議 案 審 議

(1) 「畜牛育成牧場管理及び使用条例」に係る町営牧場使用料改定

(2) 「芽室町国民宿舎等の設置及び管理運営に関する条例」に係る新嵐山キャンプ場及び付属施設利用料金の改定

(3) 「芽室町手数料徴収条例」に係る建築物エネルギー消費性能適合判定手数料等の改定

○ 出席委員

杉 本 みどり	林 幸 司	荻 原 真理子
松 山 陽 一	丹 野 寛	福 田 清 貴
依 田 浩 恵	白 銀 孝 志	櫻 井 香 代

○ 欠席委員

野 澤 亮

○ 傍聴人 0人

○ 副町長 佐 野 寿 行

○ 事務局

企画財政課長	石 田 哲
財政係長	佐々木 雅 之
財政係主任	街 道 孝 政

○ 説明員

農林課長	佐々木 快 治
農林課畜産係長	池 田 哲
商工観光課長	紺 野 裕
商工観光課長補佐	小 林 徳 昭
商工観光課課付主査	山 崎 清
建設都市整備課長	橋 本 直 樹
建設都市整備課都市建築係長	中 島 広 貴
建設都市整備課都市建築係主任	山 田 由記子

午後 7 時 0 0 分 開会

1 開 会

佐々木財政係長

2 町長あいさつ

佐野副町長

3 会長あいさつ

丹野会長

4 諮 問

副町長から丹野会長へ諮問書手交

5 議案審議

○町営牧場使用料の改定（案）について畜産係長から説明。

【意見・質疑応答】

（委 員）現在は 1 日当り 2 4 1 円、改定案が 2 8 6 円だが、差額 4 5 円の算出根拠は。

（説明員）受益者負担の原則に立ち、5 年後の令和 8 年度を目途に牧場使用料で牧場経費を賄うことを目標とし、頭数で割り返して改定案を算出している。

（委 員）見込の表によると、R 5 までは頭数が増えないということか。

（説明員）事前の意向調査を参考に見込んだ頭数であり、多少の増減は考えられる。

（委 員）牧場の目的は。

（説明員）1 つ目は酪農家の夏季における労働負担軽減である。2 つ目は牛の体重を増やし、健康な状態でお返しすることである。

（委 員）利用している戸数と 1 戸当たりの頭数は。

（説明員）今年度の実績は 1 9 戸で、頭数は最大 8 8 頭、最小は 5 頭、トータルで 6 1 7 頭である。

（委 員）1 戸当りの費用は

（説明員）昨年度実績の最大値で、およそ 3 0 0 万程度である

（委 員）牛を預かって育ててお返しするという事業に一般財源を充てていることに驚いた。この事業で利益を上げるといことは考えられないのか。今後、飼料代等が高騰した場合も念頭に入れるべきでは。

(説明員) 過去は使用料だけで運営していたこともあった。現実には様々な経費が上がってきて賄えない状態となっている。使用料を上げるにもタイミングが重要であり、単に値上げするのではなく牧場の機能の充実を図った上で行うべきと考えている。今回、哺育育成施設を牧場の近くに建設したが、生まれて一週間程度の牛を一年間預かれる施設であり、牧場機能の充実を図った上で今回の提案となった。牧場運営に係る支出を上回る収入があった場合は、利益を上げるという考えよりは、牧場の改修等に充てる予定である。

(委員) 使用料改定の話は、各農家にしているのか。

(説明員) 昨年10月末に文書でお知らせしている。

(委員) 町営牧場の始まりは農家の声からか。

(説明員) 公共牧場というものは芽室町以外でも数多くある。公共として、酪農との関り方の1つとして公共牧場を運営している。

(委員) 町内の酪農家の戸数は。

(説明員) 52戸である。

(委員) 使用料改定について酪農家から反対意見などはないか。

(説明員) 特になく、「かかるものは仕方ない」と認識してくれているものと認識している。

○新嵐山キャンプ場及び附属施設利用料金の改定(案)について商工観光課長補佐から説明。

【意見・質疑応答】

(委員) 入場料とはこの場所に立ち入るためのものか、それとも使用するためのものか。

(説明員) 入場料は立ち入るときにかかる費用である。用途は休憩施設や施設維持にかかる消耗品等に充てている。フリーサイトやグランピングサイトを利用する場合は別途料金がかかる。

(委員) フリーサイトは各々がテントや食材は自己準備、グランピングサイトとワンデイキャンプサイトは道具、食材等全て用意されているということか。

(説明員) 用意している。食材も運営先で用意しセットで販売するということ。グランピングサイト利用の場合、入場料大人550円に加え、サイト料金14,300円となる。グランピングサイト利用料には、パオ型の6~8人用のテントと料理する為の道具等のレンタル料が含まれる。食材代10,600円(昨年トライアル実績は、大人2人分朝夕2食分)は別途必要で、大人2人分で考えると全体での支払が26,000円になる。(550円×2+14,300円+10,600円)ただし、条例上料金を設定するのは

入場料とサイト利用料金となる。

(委員) トライアルに参加した人の評価は。

(説明員) 様々な評価があった。グランピングの相場で行くと1人当たり2万円～5万円(食事込)である。本町は初心者ターゲットとし、まずは楽しんでもらうことを念頭に、価格帯は抑えて設定しており、大人二人一泊二食付きを考えると妥当と考える。昨年意見は、安価で良い景観の中で芽室産の食材を楽しめて満足度の高い評価をいただいている。

(委員) 一か月で4件の利用件数を想定した根拠は。

(説明員) 昨年のトライアルも週末はほぼ埋まっている状態であった。運営会社の収益を加味した中で算出した。投資した金額を3年間で回収することと初心者向けに安価にすることを念頭に、無理のない利用頻度として設定した。

(委員) 入場料の管内平均875円を参考に550円とのことだが、無料の施設分も平均に加味すればもっと下がるのでは。

(説明員) 管内平均の考え方は料金を徴収しているところのみを対象としている。管理人を置かず、維持管理を行っていないところが無料としていると認識しており、設定においては、無料と有料は分けて考えたもの。

(委員) サイト使用料はテントの大小に違いはあるか。

(説明員) 一律である。

(委員) フリーサイト880円とあるが、タープは別料金か。

(説明員) 現在HPにあるのは、トライアル版で運営会社が設定しているものである。880円は上限として考えている。運用方法については、今後、運営先と検討する。

(委員) グランピングサイト利用料なので1人で利用可能か。

(説明員) 1人でも可能。テントには収容可能な人数があるので、何名様まで利用可能で、サイト使用料は14,300円とお伝えする。

(委員) グランピングサイトの数は。

(説明員) グランピングサイト5区画、ワンデイキャンプ15区画である。

(委員) グランピングサイトは何名まで使用可能か。

(説明員) テントは6～8人用であり、トライアルでは最大6名での利用があった。ベッドは2つ設置している。

(委員) ベッドが2つということは、6人で泊まるときは手ぶらではなく、寝るものは自分で用意か。

(説明員) ソファ等もあり、ホテルの部屋と同様とさせていただいてよい。

(委員) グランピングサイトの耐用年数等をどのように考えて運営費を算出したのか。

(説明員) 町の備品になるので、3年想定としている。3年間は今の備品がそのま

ま使用できることを想定している。

(委員) グランピングサイトのベッドは何人まで寝られるのか。

(説明員) 狭いかもしれないが、子供含めて6人まで寝られる想定である。利用者にご案内するときは中を見てもらってから使用の判断となる。

(委員) 最大6人となれば、中には料金を支払っても布団で寝られない人もいるのでは。

(説明員) 床で寝るといふ方がいれば、状況によっては布団を用意して、提案する場合もある。基本はベッドのサイズを見た中で判断してもらう。

(委員) 「手ぶら」でと謳ってる以上、来てみると寝るところがないということがないようにしてもらいたい。布団を貸してもらえるならいいが、最初から4人くらいまでにするのはどうか。

(説明員) テントは6～8人が過ごせるサイズであるが、そこにベッドを入れているので、全員がベッドで眠れる訳ではないかもしれない。商品として提供の際はそこも説明した上で判断いただこうと考えている。あくまで「手ぶら」を売りにしているので、寝袋等持ち込まなくても大丈夫な状況で提供していきたい。

(委員) ペットの扱いは。

(説明員) ペットは認める考え。トライアルの際は、基本的にはゲージに入れてもらい、一緒に宿泊してもらった。

(委員) ペットがベッドに乗ってしまうようなこともあるのか。

(説明員) ゲージに入れて宿泊するようご案内する。宿舎の客室同様、寝具類は都度交換する。

(委員) 「手ぶら」を売りにするならば、係る経費全てでご案内すべき。入場料550円、グランピングサイト14,300円と置いていたところ、食事代は別途かかると言われたらがっかりする方もいるのでは。

(説明員) HP上に掲載する際は、食事代込みの金額を表示する予定である。

(委員) キャンセル料金はどうなるのか

(説明員) グランピングサイト、ワンデイキャンプサイトは食事の用意もあるので前日までに判断していただく。雨の日は極力雨の影響の少ない場所を提案させていただいた上で判断いただく。

(委員) 町民割引等の想定は。

(説明員) 条例上設定の予定はない。運用の仕方で、例えば、繁忙期ではない時期で少し価格帯を抑えた中で町民にご案内すること等はあり得る。

(委員) フリーサイトの区画は定められているのか。

(説明員) フリーサイトの範囲は広いので、隣同士が近すぎないようにテントは張れると考える。

○建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等の改定（案）について建設都市整備課都市建築係長から説明。

【意見・質疑応答】

（委員）難しい。内容を改めて教えてほしい。

（説明員）CO₂削減を目標とし、それぞれの分野でエネルギー消費を抑えて地球温暖化を抑えようといった考えの中で、建築部門においては建物に係るエネルギーを抑えていこうということ。今までは比較的大きな建物のみを対象としていたが、今回小規模な建物も対象となった。建築物を建てるときに、建築基準法に適合しているか判断するために確認申請を上げ、確認済みとならなければ建物を建てられない。今回、確認申請という手続きの他に建築物エネルギー性能適合認定というものが加わった。今までは大規模の2,000㎡以上の建物が適合義務の対象であったが、今回300㎡以上のものが適合義務の対象となった。これからは確認申請に加えて適合認定を受けなければ確認済みとなくなかった。メリットとしては、金利優遇や住宅減税が受けられる。また、建物の断熱性能が良くなるので、灯油代が安くなることも考えられる。

（委員）この手数料が芽室町独自か。

（説明員）国の単価を参考に算定している。今回は北海道、音更町、幕別町と同値となるよう算定した。

（委員）300㎡未満は努力義務とあるが、検査は受けないとならないのか。

（説明員）届出の義務はない。届け出た場合は優遇措置が受けることができる。

（委員）既存の建物で適合しないものはどうなるのか。

（説明員）これから建てる建物が対象である。ですが、既存建物でも認定が欲しいとなれば可能である。

（委員）既存建物で認定を受けるメリットは

（説明員）容積率の緩和を受けられる。大きさ等が制限されている場所があるが、認定によって緩和され大きな建物を建てられることが考えられる。増築等が可能となる可能性がある。

7 答 申

答申交付する。

午後8時40分 閉会